

道連ニュース

2009年11月号 No.41

北海道生活協同組合連合会

〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4丁目1-3

全労済北海道会館内

TEL 011-841-8601 FAX 011-841-8605

URL: <http://www.doren.coop>

道連報告

北海道地方灯油懇談会が開催されました

「在庫少ないが供給に万全を期す」新日石

例年11月に開催されている「北海道地方灯油懇談会」（北海道経済産業局・北海道共催）が今年度も17日に開催されました。消費者側委員として当会の専務理事が出席しました。

今年の灯油価格は極端な昨年価格と比較して幾らか安定しているため、懇談会の議論は、①この先の価格見通し、②在庫の状況の2点に絞られました。

灯油価格の元になる原油は1バレル80ドル前後の高値圏で推移していますが、石油情報センターは「現在のように世界の景気回復への期待が持続すれば60～80ドル」と説明し、資源エネルギー庁（石油流通課）は「引き続き主要国と協調して対策に取り組んでいる」としながらも具体策には触れませんでした。灯油価格は春からじりじりと上昇しているものの「円高も反映して現在の価格は需給を反映した価格」（11月上旬1㍴67円）と石油情報センターは評価しており、この価格水準を認める見解です。当会は「10円高い」と主張し、国の強い原油対策を要望しました。

在庫は10月末300万k㍴（ここ6年平均に比べて65%）で、寒波などの突発で価格暴騰に繋がると警戒さ

れるレベルです。石油連盟・新日石・出光は「ここ2年は需要激減で在庫は適正だ。工場稼働率は74%で余裕があり、いざとなっても供給には万全を期す」と説明しましたが、元売り各社の強いコスト対策が在庫圧縮です。需要減以上の低水準なので警戒が必要な状況といえます。

現状は価格が高いにも拘わらず、昨年の最悪時より良いというだけで懇談に緊張感を欠く会でした。



11月17日、灯油の現状と見通しを議論した北海道地方灯油懇談会

第2回福祉活動交流会を開催しました

福祉分野で生協間の活動交流を深めるために昨年度から開始された福祉活動交流会の第2回が11月5日、全労済北海道会館にて行われました。参加生協は、助け合いの会を取り組んでいるコープさっぽろ4名、助け合いの会と在宅医療に取り組んでいる北海道医療生協2名、福祉事業を行って生活クラブ生協1名・北海道労済生協1名、有料老人ホームを運営しているさ

っぽろ高齢者福祉生協1名の9名です。

初めに、2008年第1回開催以降の取り組みについて事務局から報告がされ、続いて、各生協のこの間の活動状況が順次報告されました。コープさっぽろからは、組合員活動部のふれあいサロン・子育て広場の取り組みについて、福祉活動交流支援センターにおける活動報告、生活クラブ生協からは、デイサービスの事業状況とカナダ研修視察報告、道医療生協からは、くらしの助け合いの会の活動状況について、道労済生協からは、在宅介護サービスの事業状況とホームヘルパー養成講座開催について、さっぽろ高齢者福祉生協からは、2施設の事業状況と入居者受け入れ姿勢などについて。今後に向けての交流では、生協の福祉分野の取り組みのアピールと利用者や援助者を増やすための広報活動を全体で出来ないか、各生協の取り組みを事前情報として提供してほしい、生協間の共通した課題や問題等を可能な仕組みにしたいなど具体的な意見や要望が出され今後につながる意義のある交流会でした。

11月5日に5生協で行われた福祉活動交流会



北海道消費生活条例が10年振りの改正

～ 10月16日公布・総則的部分を施行～

『北海道消費生活条例』一部改正案が10月16日道議会本会議で満場一致で可決成立し、即日公布・施行されました。10年振りの改正で、今年1月に消費生活審議会が知事に答申していたものです。改正の目的は、①消費者基本法（2004年に消費者保護基本法から改正）に合致させる、②悪質事業者による消費者被害が複雑・多様化していて、それに対応できる内容にするなどです。この度の改正で先進的な内容になったといえます。審議委員として当会の専務理事が参加しています。

この度の改正の最大の特徴は、第16条「不当な取引方法の禁止」の抜本強化で、この部分の規則の改正は

パブコメなどを経て、来年4月1日の予定です。

この条項が多様化・複雑化する消費者被害を防止するもので、消費生活審議会は改正後に9類型64項目の禁止を規則で定めるように道に答申しました。（改正前は3類型27項目の禁止）64項目の内容には先進的な項目もあり、概ね道内で発生している不当な取引を規制できる内容になっています。

当会は12月～2月まで3回に亘って消費者問題の連続学習会を開催します。①消費者庁問題（12月）、②消費者団体訴訟制度（1月）、③道消費生活条例（2月）です。日時など詳細はお問合せ下さい。

北海道学校生協

10月・11月は恒例の『生協強化月間』に取り組みました

毎年、10月・11月は生協強化月間と定めて、北海道学校生協は、組合員の皆様の日頃のご利用に感謝の気持ちを含めて、たくさんのラッキープレゼントや、特別割引を実施しています。

今年度、特に力を入れているのが、「学校生協の本やさん」という新刊書籍、文庫、コミックから専門書まで総合書籍販売のネット書店です。国内で流通している和書60万点、CD・DVDを約20万点在庫してお

り、その中からご希望の商品をお選びいただけます。

もう一つは、毎年おこなっていることですが出資・増資の取り組みです。「出資・増資は学校生協のエネルギーとなり、出資金が増額されることで経営基盤が安定し、組合員の要望に応えられる事業をご案内することができます」ということで、未加入者への出資のお願いと既加入者への増資のお願いをしています。

コープさっぽろ

全事業所を挙げてユニセフ募金キャンペーンに取り組んでいます

組合員さんに呼び掛ける
ユニセフ募金活動



コープさっぽろでは、現在、全事業所をあげてユニセフキャンペーンに取り組んでいます。初めてユニセフの

活動に取り組んだのが1979年です。「バケツ一杯の水を」をスローガンに取り組みが始まりました。

そして、その継続的な活動から1994年（財）ユニセフ協会北海道支部が設立されました。今年はコープさっぽろの取り組み開始から30年。支部設立15年の節目の年であり、コープさっぽろ全体を上げてユニセフ活動に取り組むことになりました。

キャンペーンは11月1日～12月20日の期間とし、コープさっぽろ全店にユニセフコーナーを設置、家庭用募金箱を配布し協力を呼び掛けています。また、コープ宅配システムドックでも、OCR用紙での募金を11月3週・4週にて受付をしています。

今回の募金キャンペーンには、フィリピン、サモア、スマトラの災害募金を含むものとし、集まった募金総額より災害の実情から振り分け、ユニセフ北海道支部

を通じてユニセフに送る予定です。

なお、このキャンペーンは、道内の銀行および新聞社の共催を頂いており、道内230店舗の銀行カウンターや札幌地区の新聞販売店など94カ所にポスター・募金箱を設置しています。また、お取引先様約830社で構成される「生協会」参加企業各社様に、卓上用小型募金箱を配布し、協力を呼び掛けており、コープさっぽろを中心とした全道の協力体制の元、取り組みをすすめております。

キャンペーンに先立ち、9月25日には組合員の学習会を開催し、10月5日には店頭での呼び掛け行動を実施し、11月30日には再度呼び掛け行動を実施する予定です。内部職員もユニセフ北海道支部重原事務局長を学習会の講師に迎え、地方を含む道内9カ所にて200名を越える従業員が参加しました。受講者については、各事業所にて学習会開催、活動推進のリーダーとして活動しています。



お店に設置したユニセフコーナー